

第3次内灘町子どもの権利条例推進計画（素案）に対する町民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

募集期間 : 令和8年1月5日（月）～令和8年1月26日（月）

応募数 : 2件

No.	ご意見	回答
1	<p>P13 具体的な取り組み6について、地区のイベント活動を増やすことは反対です。準備等に数日かかり、負担が多いため誰も役員を引き受けたがりません。</p>	<p>素案には「町や町会の行事等で大人と子どもがともに学び合い関わり合える機会を増やす」と記載してあります。行事等の回数を増やす目的ではなく、あくまで関わり合う機会を増やすことを目的としていますが、ご指摘のとおり回数を増やすと捉えられるため、「機会を設ける」のように表現を改めました。</p>
	<p>P18 具体的な取り組み3について、子ども会の活動を増やすことは反対です。子どもは多くの習い事をしており、子ども会の行事に割ける時間がありません。</p> <p>また、最近はどうな人が住んでいるかわからないため、子どもを地域社会と交流させるのは不安です。</p> <p>情報化・多様化が進む社会で、子ども会という組織が時代遅れに思えます。</p>	<p>ご意見として承ります。地域の住民同士がつながり絆を深めることで、社会全体で子どもを育てることが重要と考えますが、子ども会等の今後のあり方についても、各地区の子ども会や内灘町子ども会連絡協議会をはじめとした各種団体と意見交換をしながら検討してまいります。</p>
	<p>P20 基本施策7について、不登校を無くす抜本的な取り組みを実現願います。不登校やいじめについての児童生徒に対する町の取り組み内容について情報がないため不安です。</p>	<p>ご意見として承ります。子どもが健康で安心して生活を送るためには、いじめ等の問題解決は不可欠と考えます。取り組み内容の公表については、児童のプライバシーに配慮しながら適切に行われるよう検討してまいります。</p>
	<p>P7 能登半島地震後の子どもの心のケア・環境整備について、震災関連イベント開催には反対です。一過性のイベントではなく、医学的知見をもって個別、丁寧、長期的にケアすることが重要と考えます。</p>	<p>素案中のイベントについて、子どもがのびのびと活動できるようなイベントを開催するとしており、ご意見のような震災関連イベントの開催を推進するものではありません。</p> <p>被災した子どものケアについては、ご意見のとおり長期的に取り組むことが重要であると考えております。</p>

No.	ご意見	回答
2	<p>能登半島地震後、仮設住宅の建設等により子どもが自由に遊べる場所が大幅に減っている最中に、ボール遊び禁止の看板が公民館広場に設置されたことは、子どもの権利や遊び場の確保という観点から極めて不適切である。広場では、地域の大人が自然に見守り、必要な時に声をかける関係性が育まれており、親同士の交流もあり地域コミュニティが形成される貴重な場にもなっていました。これは、子どもの権利条例が目指す「安心して育つ環境」「地域とのつながり」を体現するものであり、本計画において見失ってはならないものです。</p> <p>禁止看板の設置に費用をかけるのではなく、公民館の窓に防護柵を設置するなど、子どもの遊び場を守るための設備に費用をかけることも可能なはずです。</p> <p>また、ボール遊びが禁止になったことにより、公民館が高齢者中心の空間となり、子どもや親世代が利用しにくいという問題も生じています。公民館は多世代が集まり交流する場のはずですが、子どもが排除され、特定の世代のみが集まる空間へと偏ってしまいます。これは地域共生社会の実現という町の方針に反し、時代に逆行する状況です。</p> <p>今後、同様の禁止措置が安易に行われないよう、①禁止の判断基準の明確化、②事故、苦情等の根拠データの提示義務、③利用者との対話と説明責任、④時間帯区分、ルール設定等の代替案の検討を、子どもの権利を守る仕組みとして計画に盛り込むことを求めます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本計画は子どもの権利条例第17条に基づく基本計画として位置づけており、個別の案件については記載しておりません。ご指摘のあったボール遊び禁止の件について、関係部局と連携しながら対応を検討してまいります。</p>